

# 令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

|         |                            |       |           |
|---------|----------------------------|-------|-----------|
| 番 号     | 請 願 第 1 0 号                | 受理年月日 | 令和3年3月15日 |
| 件 名     | 市民の意見を尊重し、言論弾圧等をやめる事を求める請願 |       |           |
| 提 出 者   | 森 三 長 他1名                  |       |           |
| 紹 介 議 員 | 白 山 松 美                    |       |           |

## 請願の趣旨

令和3年3月2日の3月定例会において、白山議員による請願第2号第3号の賛成討論の場面で以下2つの事例のように言論封殺及び言論弾圧と考えざるを得ない行為が行われました。

### 【事例1】

3月2日の賛成討論で請願者からのメッセージを紹介していた場面で、議長が突然白山議員の発言を中断しました。中断した場面の内容からして、当時議長職にあった二村議員の市庁舎内における暴言・暴行事件を無きものにしたいという議会の思惑も見えてきます。

請願者のメッセージは、今までの請願が説明もなく否決されてきたことについて、議員の法令遵守と説明責任を果たしてもらうことを目的に、今までのいくつかある事例の1つとして、二村議員の市庁舎内における暴言・暴行事件を挙げて説明しているものでした。

明らかな虚偽発言及び法的な秘密事項ならばともかく、請願者が目の前で目撃した事実を発言してはいけいのですか？議会に何か都合が悪い事があるのですか？そもそも、市も議会も条例等で市民参加を推進し、市民の意見は尊重することになっているのでないですか？

大屋議長の行為は、住民の意見、思いを抹殺する行為であり、到底理解及び納得できるものではありません。

### 【事例2】

3月10日の本会議で、3月2日に行われた賛成討論内の発言『安城市議会には、議員間でいじめや差別(すなわち納税者差別及び有権者差別)、さらには暴行が横行していると聞いていますが、やはりそういうことなんですか？』について、永田敦史議員が『暴行が横行している』について、これは実態と違うという趣旨で、地方自治法第129条1項を基に発言の取り消し動議を出されたと聞き、その詳細の把握を致しました。そして、議会がその動議を可決したことにより、白山議員からの相談を受けて、請願者は『さらには暴行』を発言から取り消すことに同意しました。

その場면을傍聴したわけではありませんが、すでに問題にもなっている「公文書改ざん」がされない限りでは、追って、議事録が市民に正式に公開されますから、その時に永田議員の発言をさらに精査したいと思います。

現時点での請願者の認識を以下、説明します。

まず法的な問題からです。永田議員が根拠として提示された、地方自治法第129条1項は、『普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。』となっています。この条文に動議の根拠がないことは別の請願で説明させていただきましたので、ここでは詳しく述べることは控えます。しかし、こういった法的根拠がない

要  
旨

法令を持ち出し、さらに議決済みの案件に動議をかけるなど、永田議員は請願者の常識とはかけ離れた所にいらっしゃる方ようです。

次に、永田議員が主張される「暴行については実態と違う」という趣旨についてです。

実際、議会はかつて暴行事件を起こしていますし、最近では二村議員の市庁舎内における暴言・暴行事件を請願者は目の前で目撃しています。さらに、この件について、2月3日の中日新聞の記事の中で、二村議員の話として「声を荒げたり、袖を引っ張ったりしたことはあった」と記載されています。

問題となった発言は『いじめと差別、さらには暴行が横行している』の所ですが、暴行がまったくなかったのなら、それは事実誤認として取り消しの対象となることは理解できます。しかし、実際にあった以上『いじめと差別、さらには暴行が横行していると聞いていますが、やはりそういうことなんですか?』としたことのどこに問題があったのでしょうか? この発言は『いじめ、差別、暴行』を一連のものとして、しかも、横行していると断定せずに『そう聞いているが、そういうことですか?』と尋ねているだけのことです。

たった一言をつまみ上げ、そこに取り消しの動議をかけて、議決することはいわゆる『言葉狩り』そのものと考えます。公の器である議会が住民の声をこのように抹殺することが許されて良いのでしょうか? 議員を通して私たち住民の声を市や議会に聞いていただくことが、これほどまでにハードルが高いものとは想像すらしていませんでしたし、現在でも理解できません。是非とも明確にご説明下さい。

このように、議会において法的根拠も事実確認も曖昧なまま、住民の意見、思いを取り消す行為は、断じてあってはならないものと強く抗議します。

市議会議員の本分は住民の声を住民の代理人として市政や議会に届けることであり、議員が自分勝手に判断して良いものではないことを理解されていると思います。

住民の意見を法的根拠や事実確認が曖昧なまま、住民の声を代弁している議員の発言を制止したり、取り消させる行為はまさに『言論弾圧』であり、この点についても、市民参加の推進及び市民の意見を尊重するとした本市の条例等にも反しています。

これらは議会及び議員の本分を踏み外した蛮行と考えます。

### 請願事項

市議会議員は住民の代理人であることを自覚し、議会は住民の声に真摯に耳を傾けていただきたいと思います。

以下5点を安城市議会に請願します。

- 1 幅広く、多様な住民の意見、要望等を議会に反映できるように、言葉狩り及び言論弾圧に類することをやめること。
- 2 議会と住民との壁を低くし、住民の意見、要望等を真摯に聞くこと。
- 3 自治基本条例、議会基本条例等に従い、住民からの疑問、質問等には、説明責任を果たすこと。
- 4 議員都合の議会ではなく、真に住民(納税者、有権者)のための議会になること。
- 5 上記、請願の趣旨に記した疑問に法的根拠を示して、論理的な説明をすること。

追記…もし上記内容に質問等があれば、正確な答弁をさせていただくために、委員会審議の5日前までにお知らせください。なお、本請願に賛同いただけない場合は、法的根拠を示し、論理的な説明をしていただくよう念押しさせていただきます。